

下館駅北口・南口広場再整備基本計画策定業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領

平成30年7月

筑西市

目次

1	目的・趣旨	1
2	業務概要	1
3	参加資格	1
4	スケジュール	2
5	実施要領等の配布	2
6	参加意向申出書の提出	3
7	実施要領等に関する質問	3
8	プロポーザル参加申込書、企画提案書等の提出	3
9	辞退	4
10	事業者の選定	4
11	失格事項	6
12	選考後の手続き	6
13	その他	6

下館駅北口・南口広場再整備基本計画策定業務 公募型プロポーザル実施要領

1 目的・趣旨

下館駅前には、市街地再開発事業により整備された「下館駅北口広場」、土地区画整理事業により整備された「下館駅南口広場」がある。

これらの駅前広場はそれぞれの目的により各事業で整備され、長年利用されてきたが、近年の利用形態の変化及び諸施設の老朽化に伴い、再整備の必要性が求められている状況下にある。

この実施要領は、下館駅北口・南口広場再整備基本計画策定業務を委託するに当たり、本市と優先的に契約交渉を行う者（以下「契約優先交渉権者」という。）を公募型プロポーザル方式で募集するために、必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

(1) 件名

下館駅北口・南口広場再整備基本計画策定業務

(2) 業務内容

下館駅北口・南口広場再整備基本計画策定業務仕様書（別紙1）のとおり。

(3) 履行期間

委託契約締結の翌日～平成31年3月15日

(4) 委託料上限額

¥25,142,400円（消費税及び地方消費税を含む。）

※上限額を超える額で提案した事業者は、失格とする。

(5) 担当課

筑西市土木部都市整備課

住所：〒308-8616 茨城県筑西市丙360番地

電話番号：0296-20-1178(直通) 内線3261

電子メール：tosiseibi@city.chikusei.lg.jp

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、プロポーザル参加申込書（様式第3号）の提出日において、次に掲げる条件を全て満たすものとする。ただし、申込書の提出後、委託契約締結時までの間に参加資格を喪失した者は、その時点で申込みを無効とする。

- (1) 筑西市の平成30年度入札参加資格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 筑西市の入札参加制限を受けていないものであること。

- (4) 筑西市暴力団排除条例（平成24年筑西市条例第1号）第2条第1号から第3号までに規定する者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしていないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生計画開始の申立てをしていないこと。
- (7) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしていないこと。
- (8) 過去10年間（平成20から平成29年度）における国・地方公共団体から受託を受けた本業務と類似する業務の実績があること、かつ本業務に関する専門的知識、技術及び執行体制を有する者であること。
- (9) 参加意向申出書（様式第1号）を提出期限までに提出すること。

4 スケジュール

内 容	期 日
募集開始日	平成30年 7月 4日（水）
参加意向申出書提出期限	平成30年 7月12日（木）まで
質問の受付	平成30年 7月10日（火）から 平成30年 7月13日（金）まで
質問に対する回答	平成30年 7月24日（火）【予定】
プロポーザル参加申込書、企画提案書等の提出	平成30年 7月25日（水）から 平成30年 7月31日（火）まで
第1次審査（書類審査）の結果通知	平成30年 8月10日（金）【予定】
第2次審査（プレゼンテーション）実施日	平成30年 8月22日（水）【予定】
審査結果（採否）の通知 （契約優先交渉権者の決定）	平成30年 8月 下旬【予定】
契約締結	平成30年 9月 上旬【予定】

5 実施要領等の配布

(1) 配布期間

平成30年7月4日（水）から平成30年7月31日（火） 午後5時まで

(2) 配布方法

筑西市ホームページにおいて公表する。（※ダウンロード可能）

6 参加意向申出書の提出

(1) 提出期限

平成30年7月12日（木） 午後5時まで

(2) 提出先

上記2の（5）の担当課に同じ。

(3) 提出方法

参加意向申出書（様式第1号）を持参又は郵送により提出すること。

持参の場合は、閉庁日を除く午前8時30分から午後5時までに、上記（2）提出先に提出すること。郵送の場合は、一般書留又は簡易書留により、上記（1）の提出期限までに必着のこと。

7 実施要領等に関する質問

参加意向申出書（様式第1号）を提出した事業者に関し、次のとおり実施要領、仕様書等に関する質問を受け付ける。

(1) 受付方法

質問書（様式第2号）により、電子メールにて下記のメール送信先へ送信すること。

メールの件名を「下館駅北口・南口広場再整備基本計画策定業務質問書（法人）」とし、法人名、担当者氏名、連絡のとれる電話番号を本文中に記載送信すること。

(2) メール送信先

tosiseibi@city.chikusei.lg.jp

※送信後、必ず電話により受信の確認をすること。

(3) 受付期間

平成30年7月10日（火）から平成30年7月13日（金）午後5時までに受信確認をしたものを有効とする。

(4) 回答の方法

平成30年7月24日（火）【予定】に、メールにて参加意向申出書（様式第1号）を提出した全事業者に一斉に回答する。

(5) その他

- ・上記の受付方法及び受付期間以外の質問は、一切受け付けない。
- ・回答の内容に疑義がある場合でも、市はそれ以上の質問に回答しない。
- ・回答の内容は、本要領等の追加又は修正とみなす。

8 プロポーザル参加申込書、企画提案書等の提出

(1) 提出期間

平成30年7月25日（水）から平成30年7月31日（火）まで

(2) 提出方法

参加意向申出書（様式第1号）の提出者を対象に企画提案書等の提出を受け付けるので、閉庁日を除く午前8時30分から午後5時までに、上記2の（5）担当課に持参又は郵送（一般書留又は簡易書留）で提出すること。郵送の場合は提出期間中必着とする。

(3) 提出書類

- ① プロポーザル参加申込書（様式第3号）
- ② 会社概要（様式第4号）
 - ・資料として、既存のパンフレット等を添付すること。
- ③ 業務受託実績（様式第5号）
- ④ 業務実施体制届出書（様式第6号の1）
 - ・主任技術者を1人、担当技術者を1人以上それぞれ配置すること。また、主任技術者が担当技術者を兼ねることは認めない。
- ⑤ 予定技術者の経歴等（様式第6号の2）
 - ・④の主任技術者、担当技術者ごとに、分担業務の内容、資格、業務経歴等について記載すること。
- ⑥ 企画提案書
 - ・別紙2「企画提案書作成要領」に基づき各業務に関し個別に作成すること。
- ⑦ 見積書（様式第7号）
 - ・見積書は、合計額を明記すること。また、見積の内訳書については任意の様式にて明記すること。

(4) 提出部数

1部ずつをA4の紙ファイル（同色）に綴じること。ファイルの表紙及び背表紙には「下館駅北口・南口広場再整備基本計画策定 企画提案書」と記載すること。
但し、副本には事業者名を記載しないこと。

原本1部（代表者印押印のもの）、副本9部（複写可）

9 辞退

プロポーザル参加申込書提出後に本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、文書（任意様式）で届け出ること。なお、辞退する場合は、プレゼンテーション実施日の直前とならないよう努めること。辞退期限は、平成30年8月3日（金）午後5時までとする。

10 事業者の選定

提出された書類の審査は、市が設置する「下館駅北口・南口広場再整備基本計画策定業務委託審査委員会」が審査を行う。

応募のあった事業者が1事業者であっても、審査委員会に諮り審査を実施する。
応募事業者数によっては、第1次審査・第2次審査を同時に行う場合がある。
なお、審査における委員会の評価点については、公表しない。

(1) 第1次審査（書類審査）

① 審査の方法等

- ・別紙3「事業者選定審査要領」のとおり

② 結果通知

- ・第1次審査の選考結果は、「4 スケジュール」に基づき、文書（郵送）で事業者あてに通知するとともに、通過事業者には第2次審査の内容について通知する。
- ・選考に対する異議には、一切応じないものとする。

(2) 第2次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）

① 実施日

- ・「4 スケジュール」のとおり。
- ・日時、場所等の詳細については、第1次審査通過事業者あて通知に記載する。

② 内容

- ・プレゼンテーション（20分）、ヒアリング（10分）
 - ア. 提出した企画提案書の内容に沿って、20分以内で説明すること。ただし、提出者数により変更する場合がある。
 - イ. プレゼンテーションに際し、企画提案書以外の新たな説明資料の提出は認めない。
 - ウ. 参加申込書の受付順に行う。
 - エ. 説明においては、プロジェクターの使用を認める。（パソコンは各自用意すること。）

③ 説明員

- ・説明員は、原則として業務実施体制届出書（様式第6号の1）に記載した予定技術者が行うこと。
- ・会場への入室は、4名以内とする。

④ 審査の方法等

別紙3「事業者選定審査要領」のとおり

(3) 選考結果の通知等

- ・第2次審査終了後、選考結果を文書（郵送）で2次審査参加事業者全てに郵送にて通知する。
- ・選考に対する異議には、一切応じないものとする。
- ・市のホームページにおいて、契約優先交渉権者を公表する。

1 1 失格事項

次のいずれかに該当した場合は失格とする。

- (1) 「3 参加資格」に掲げる資格の無い者が参加したとき
- (2) 期限までに提出書類を提出しなかったとき
- (3) 提出書類への虚偽記載その他不正行為をしたとき
- (4) 選考の公平性を害する行為を行ったとき
- (5) その他、実施要領等に定める手続き等を遵守しないとき

1 2 選考後の手続き

- (1) 審査結果に基づき、市は契約優先交渉権者と協議し、仕様書並びに企画提案に基づく内容の条件を協議する。
- (2) 契約優先交渉権者との間で契約の締結に至らなかった場合には、次点交渉権者を契約優先交渉権者とし、上記と同様の協議を行う。

1 3 その他

- (1) 提出書類の取扱い

提出書類の取扱いは、次の各号に定めるところによるものとする。

- ① 企画提案書等の作成及び提出に要した経費は、全て応募事業者の負担とする。
- ② 提出書類の著作権は、応募事業者に帰属する。ただし、筑西市が本件の報告、説明、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- ③ 提出書類は一切返却しない。
- ④ 本件に係る情報公開請求があったときは、筑西市情報公開条例に基づき、提出書類を開示する場合があるものとする。